

商工「すど

かわら版

第202号
小須戸
商工会

〔4月の
花
さくら〕



第五十七回通常総会

開催予定のお知らせ

第五十七回小須戸商工会通常総会
は、次の日程にて開催予定です。後
日、正式にご案内いたします。

多くの会員の皆様のご出席をお待
ちしております。

◎日時：平成二十九年

五月二十四日（水）午後二時～

◎会場：小須戸商工会館三階会議室

「小須戸まちめくりクーポン」 参加店募集について

小須戸商工会商業活性化委員会では、
平成二十三年度から続く商店街の活性
化対策として、今年度は小須戸まちめ
くりクーポン《おっ！得！ダネ・とすこ
い！すど》を発行します。発行にあた
り、参加店を募集いたしますので、ぜ
ひお申し込みください。

【内容】

各お店のお客様に対するサービスや
割引の掲載されたクーポンを制作し、
旧小須戸町全世帯に配布します。さら
に期間中はスタンプラリーを実施し、
集めたスタンプ数に応じてもれなく参
加店共通商品券をプレゼントします。
また、今年度はWチャンスとして、ス
タンプの数に応じたガラポン抽選会を
併せて実施します。

【開催期間】

平成二十九年七月十五日（土）
～九月十八日（月）

【参加費】

無料（ただし、お客様に対する割引
やサービスは各お店で企画し、その分
は各お店で負担してください。）

【申込方法】

同封の申込書で平成二十九年四月二
十日（木）までにお申し込みください。

平成二十九年 新潟市制度融資の改正について

新潟市で中小企業のために行って
いる新潟市制度融資について、平成
二十九年年度の改正がありましたので
ご案内いたします。紙面の関係上、
一部のみご紹介いたします。詳細は
商工会までお問い合わせください。

中小企業開業資金の 対象要件を拡充

対象要件が異なっていた「中小企
業開業資金」を統一し、開業後六ヶ
月未満の方も利用できることとしま
す。

【創業関連保証、創業等関連保証】

市内で、一ヶ月以内に事業を開始
するか、二ヶ月以内に会社を設立す
る個人。または、市内で開業後六ヶ
月未満の者。創業等関連保証の利用
で個人の場合は、借入額以上の自己
資金を有すること。

【支援創業関連保証】

本市特定創業支援事業を受け、市
から証明書を発行された者で、市内
で六ヶ月以内に事業を開始するか、
会社を設立する個人。または、市内
で開業後六ヶ月未満の者。

あんしん未来資金の保証料補助・ 利子補給の対象見直し

地球環境保全資金（エネルギー有
効利用施設の整備や低公害車等の導
入などに係る設備資金）、防災等対策
資金（建物耐震性や防水性などの向
上、またはバリアフリーに対応する
施設整備に係る設備資金、まちなか
再生支援資金（各区拠点商業地指定
区域内での建物の建替えや外装改修
等に係る設備資金）について保証料
補助の範囲は三千万円以内の五十％
補助、利子補給は年一・〇％分とな
ります。

商工会のビジネス総合保険の 導入について

全国商工会連合会では、近年の消
費者保護等の動きを鑑み、予期せぬ
訴訟や賠償に対する備えを準備する
ための、ビジネス総合保険制度を創
設しましたのでご紹介いたします。

【制度内容】

損害保険の補償（生産物賠償（P
L）、機械保険、工事保険、動産保険、
休業補償等）の中から、加入したい
保障を選択して加入する総合保障型
保険です。商工会会員としての団体
割引価格が適用されるため、通常保
険料より二割から三割程度割引での
加入が 가능합니다。また、既にご契約

頂いている方については、契約を団体契約に切り替えることにより、団体割引が適用されます。

【取扱保険会社】

- ・ 東京海上日動
- ・ 損害保険ジャパン日本興亜
- ・ 三井住友海上
- ・ あいおいニッセイ同和

【取扱開始日】

平成二十九年四月一日から取り扱いを開始します。補償は七月一日開始となっています。

【お問い合わせ】

制度内容の説明・加入手続きについては、保険会社の代理店が行います。代理店への連絡は商工会から行いますので、商工会までお問い合わせください。

地域商店魅力アップ応援事業の

1) 案内

新潟市では地域商業全体の活性化を図ることを目的として、集客向上や売上増加のために地域の商店が実施する魅力づくりを支援します。

【対象者】

1. 市内で小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営んでいるもの
2. 申請日以前に一年以上継続して同

一店舗にて同一事業を営んでいる者

3. 店舗にて常時使用する従業員数が五名以下の店舗または売場面積250㎡以下の店舗（両方に該当する店舗も可）
4. 初めて当補助金を活用する店舗であること
5. 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない者
6. 市税を完納している者
7. 建築基準法、食品衛生法、その他関係法令に違反していない店舗であること

※七項目全ての要件を満たす必要があります。

【対象事業】

- 一 店舗の魅力向上を図るために必要な改装工事や備品購入（ただし、下記に該当する場合でも対象とならない工事、備品もありますのでお問合せ下さい。）
- 1. 店舗の新築、移転に伴う工事、備品購入ではないこと
- 2. 補助対象経費の総額が十五万円以上であること
- 3. 補助対象経費となる取得価格が、一点あたり三万円以上の備品の購入であること
- 4. 改装工事の発注先、備品の購入先が市内業者であること

※四項目全てを満たす必要があります。補助対象経費は、消費税課税事業者の場合、消費税等仕入控除税額を除いた額です。

【補助金額】

補助対象経費の三分の一

（上限百万円）

【申請受付期間】

平成二十九年四月三日（月）～

※先着順に受付し、申請総額が予算額に達し次第、受付を終了します。

【その他】

要件や手続きの詳細については、商工会、または店舗が所在する区の区役所または新潟市商業振興課までお問い合わせください。

秋葉区に店舗がある方は

秋葉区産業振興課商工観光係

（〇二五〇・二五・五六八九）

平成二十九年工業統計調査が

実施されます

経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に、同業界の実態を明らかにするため、工業統計調査を実施します。

【概要】

本調査は統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査結果は、中小企業施策の基礎資料や研究資料として広く活用されます。記

入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対ありません。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、調査へのご回答をお願いいたします。

【調査時点】

平成二十九年六月一日

【対象】

従業者四人以上の
全ての製造事業所

個人事業者を狙う

特殊詐欺「11」注意ください！

新潟県では、昨年、特殊詐欺の被害件数が百八十二件、被害額が四億六千五百六十万円となっています。官民一体の取組みにより減少しているものの、特殊詐欺手口の「11」である、「融資保証金詐欺」が増加しています。

【手口】

「即日融資」「無担保」「低金利」等をうたい文句に融資を持ちかけ、保証金や事務手数料等を名目にお金をだまし取る詐欺です。

《はじまりは、ファックス・メールから！》

正規の貸金業者では、融資を前提にお金の振り込みを要求することはありません。突然のファックス等は詐欺を疑ってください。また、実際に少額を融資する手口もあります。

《低金利の融資話に要注意！》